

○内閣府
厚生労働省 令第七号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第二項第一号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年^{大蔵省}労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の五第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。